

○内閣府令第七十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項（同法第百九十九条及び第二百七十二條の十六第三項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第百十五条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百十六条第三項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十一条第一項及び同項第三号（これらの規定を同法第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十七条第一項第八号、第百三十条第一号及び第二号（これらの規定を同法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）、第二百二条第一号及び第二号、第二百九条第九号、第二百二十八条第一号及び第二号、第二百三十四条第八号、第二百七十一条の二十四第二項、第二百七十一条の二十五第一項、第二百七十一条の二十八の二第一号及び第二号並びに第二百七十一条の三十二第二項第八号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(資産の評価) 第二十四条の三 [略] [2〕5 略] 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の価又は適正な価格を付することができる。 一 [略] 二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。） 三 [略] （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一 [略] 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ [略]	(資産の評価) 第二十四条の三 [同上] [2〕5 同上] 6 [同上] 一 [同上] 二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。） 第八十六条の二第三項第二号及び第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）を除く。） 三 [同上] （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二 [同上] 一 [同上] 二 [同上] イ [同上]

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号及び第五十九条の二第一項第五号ホ(3)において同じ。）に係る権利

「ハ」チ 略

三 「略」

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（15から19までに掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。）

「(1)～(9) 略」

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第七十七条第九号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)及び第八十七条第三号ニにおいて同じ。）に係る権利

「ハ」チ 同上

三 「同上」

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1)～(9) 同上」

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る

法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔(11)～(19) 略〕

〔ハ～ホ 略〕

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制（法第百一条第二項に規定する説明書類を作成している保険会社にあつては、次条第一項第四号に掲げる事項として記載していない場合に限る。）

〔ロ～ホ 略〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

〔イ～ハ 略〕

ニ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔(11)～(19) 同上〕

〔ハ～ホ 同上〕

四 〔同上〕

イ リスク管理の体制

〔ロ～ホ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ～ハ 同上〕

ニ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。）及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

「ホリリ 略」 六 「略」	2 「略」 第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 「一・二 略」 三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 「イ・ロ 略」 ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの）に限り、当該各号に掲げる額に係る細目その他の<u>保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。</u>）及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（同条各号（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。） 「ニ・ホ 略」 四 保険会社及びその子会社等のリスク管理体制 五・六 「略」 2 「略」
「ホリリ 同上」 六 「同上」	2 「同上」 第五十九条の三 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの）に限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（同条各号（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。） 「ニ・ホ 同上」 「号を加える。」 四・五 「同上」 2 「同上」

(価格変動準備金の計算)

第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対 象 資 産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資産のうち、外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る保険金等の支払等に備えて適正に管理されているものについては、それぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を

(価格変動準備金の計算)

第六十六条 「同上」

対 象 資 産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の七十五
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百二十五

「項を加える。」

当該価格変動準備金として積み立てることができる。この場合において、当該価格変動準備金の限度額の計算に当たっては、同表の積立限度の欄に掲げる率を用いるものとする。

対 象 資 産	積立基準	積立限度
第六十五条第二号に掲げる資産（外貨建てのものに限る。）	千分の〇・八	千分の五十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・三	千分の二十

3 前項の規定により価格変動準備金の計算を行う場合、計算において用いる当該資産について、外国通貨をもって表示する帳簿価額の合計額は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 生命保険会社 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第六十九条第一項第一号に掲げる保険料積立金、同項第二号に掲げる未経過保険料及び同項第二号の二に掲げる払戻積立金の合計額
- 二 損害保険会社 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第七十条第一項第一号に掲げる普通責任準備金及び同項第三号に掲げる払戻積立金の合計額

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条 「略」

〔2〕5 略〕

「項を加える。」

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第五項第一号、第一百五十六条第一号及び第一号の二、第一百五十一条第五項第一号並びに第二百一十一条の六十第一号において同じ。）に備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）

一の二 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第五項第二号、第一百五十六条第二号及び第一百五十一条第五項第二号において同じ。）に備える危険準備金

三 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に備える危険準備金

7 第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合又は財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者の利

6 「同上」

一 第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第八十七条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

7 第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又

益に資すると認められる場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 「略」

〔2〕4 略

5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

6 「略」

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二百十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔二〕八 略

九 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出

十 「略」

は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

一 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6 「同上」

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二百十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔二〕八 同上

九 「号を加える。」

十 「同上」

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 法第二百一十一条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二 〔略〕

(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

〔一〕三 略〕

〔号を削る。〕

四 〔略〕

(届出事項等)

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 〔同上〕

- 一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 〔同上〕

(保険計理人の確認業務)

第八十条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 保険金等の支払能力の充実の状況について、法第三百三十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

五 〔同上〕

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕二十二 略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

二十三〕二十六 〔略〕

〔2〕7 略〕

8 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一〕六 略〕

9 第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官

第八十五条 〔同上〕

〔一〕二十二 同上〕

二十三〕 第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

二十四〕 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

二十五〕二十八 〔同上〕

〔2〕7 同上〕

8 第一項第二十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

〔一〕六 同上〕

9 第一項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状

が定めるところにより計算した額とする。

況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三 第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ。）の額

四 一般貸倒引当金の額

五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六 保険会社が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額
2 前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）

第八十六条の二 法第三百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実

の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。第六号及び第七号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）に係る額に限る。同項において同じ。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。同項において同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額（連結財務諸表規則第四十三條の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十條の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三條前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五 一般貸倒引当金の額

六 保険会社及びその子会社等有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価

差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七 保険会社及びその子会社等有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八 未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額

九 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

3 第一項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品（財務諸表等規

則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。以下この号及び第二百十条の十一の三第三項第一号において同じ。）に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

二 保険会社及びその子会社等有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であつて、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度をおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三 保険会社及びその子会社等有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四 その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

(単体の通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第四号、第百六十二条第二号及び第二百十条の十一の四第四号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最

低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十条の十一の四第五号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十条の十一の四第六号及び第二百十一條の六十第二号において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。次条第六号イ、第二百十條の十一の四第六号イ及び第二百十一條の六十第二号イにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ロ、第二百十條の十一の四第六号ロ及び第二百十一條の六十第二号ロにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第一百十條第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二條第三号ハにおいて同じ。）に対応する額

として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。次条第六号ハ、第百六十二条第三号ニ及び第二百十条の十一の四第六号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ニ、第百六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号ニにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一条の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

(連結の通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十八条 法第三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常
の予測を超えるものに対応する額(保険金等の支払能力の充実の状
況が適當であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及び
その子会社等に係る額に限る。)は、次に掲げる額を基礎として金
融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところによ
り計算した額(次号及び第三号に掲げる額を除く。)
- 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定
めるところにより計算した額
- 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額と
して金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところ
により計算した額
- 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところ
により計算した額
- 六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる
額の合計額
- イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めると
ころにより計算した額
- ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところに
より計算した額

(業務報告書等)

第四百四十三条 法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本

- ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ホ イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

(業務報告書等)

第四百四十三条 法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本

における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3 「略」

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第百五十条 「略」

〔2〕5 略

6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

- 一 保険リスクに備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）
- 一の二 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

三 最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特

における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3 「同上」

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第百五十条 「同上」

〔2〕5 同上

6 「同上」

- 一 第百六十二条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金
- 一の二 第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金
- 二 第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金
- 三 第百六十二条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。」に備える危険準備金

7
〔略〕

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第五百五十一条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

6
〔略〕

(日本における保険計理人の関与事項)

第五百五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔二〕八 略〕

7
〔同上〕

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第五百五十一条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

5
〔同上〕

一 第一百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第一百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6
〔同上〕

(日本における保険計理人の関与事項)

第五百五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔二〕八 同上〕

九 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）の算出
十 略

（日本における保険計理人の確認事項）
第百五十七条の二 法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

二 略

（日本における保険計理人の確認業務）
第百五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

「号を加える。」

九 同上

（日本における保険計理人の確認事項）
第百五十七条の二 同上

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの
イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。
ロ 日本における保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 同上

（日本における保険計理人の確認業務）
第百五十八条 同上

「一〇三 略」

「号を削る。」

四 略

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険

「一〇三 同上」

四 日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第二百二条の規定並びに第六十一条及び第六十二条の規定(法第二百四十条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第九十九条において準用する法第二百一条の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第九十条の規定)に照らして適正であること。

五 同上

(業務、経理に関する規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険

計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ

計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ

。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
条の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係
者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあ
るのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本に
おける顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九
八條又は第九十九條」とあるのは「法第九十九條において準用す
る法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とある
のは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における
顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本におけ
る保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八及び第五十三條
の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と
、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、
「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十一中
「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客
」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「
保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五
十三條の十一の二及び第五十三條の十一の三中「業務のうち」とあ
るのは「日本における業務のうち」と、第五十三條の十二の二中「
保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四
條の四から第五十四條の六までの規定中「法第百條の五」とあるの
は「法第百九十九條において準用する法第百條の五」と、「保険契
約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九條の六

。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
條の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係
者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあ
るのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本に
おける顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九
八條又は第九十九條」とあるのは「法第百九十九條において準用す
る法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とある
のは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における
顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本におけ
る保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八及び第五十三條
の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三
條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と
、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、
「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十一中
「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客
」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「
保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五
十三條の十一の二及び第五十三條の十一の三中「業務のうち」とあ
るのは「日本における業務のうち」と、第五十三條の十二の二中「
保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四
條の四から第五十四條の六までの規定中「法第百條の五」とあるの
は「法第百九十九條において準用する法第百條の五」と、「保険契
約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九條の六

中「法第一百十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条第一項中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、同条第一項から第三項までの規定中「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とある

中「法第一百十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「

のは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五百七十五条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五百七十五条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項、第百九十条第一項及び第二百十条の十一の三第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 供託金の額（法第百九十条第三項の契約金額を含む。）

二 法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三 第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二 第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

四 一般貸倒引当金の額

五 外国保険会社等が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六 外国保険会社等が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第百六十二条 法第二百二条第二号に規定する内閣府令で定めるところ

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第百六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受け

ろにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

ている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計

算した額

ロ 信用リスク（日本において有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 日本における経営管理リスク（日本における業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条 「同上」

「二〇六 同上」

六の二 第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「二〇六 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

六の二
〔略〕

〔六の三〓八 略〕

〔2〓5 略〕

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

2 法第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

六の二の二 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六の二の三 〔同上〕

〔六の三〓八 同上〕

〔2〓5 同上〕

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 供託金の額（法第二百二十三条第三項の契約金額を含む。）

二 法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三 第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

-
- 三の二 第一百五十一条第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額
- 四 一般貸倒引当金の額
- 五 引受社員が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
- ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）
- 六 引受社員が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- 七 その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額
- 2 法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、第六十二各号に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。
- 3 第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。
-

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「二〇五 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

六 「略」

「2〇5 略」

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「二〇三 略」

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一條の二十八の二各号に掲げる額に係る細目その他の保険持株会社及びそ

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 「同上」

「二〇五 同上」

五の二 第百九十条第二項の規定に基づき、第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

五の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六 「同上」

「2〇5 同上」

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 「同上」

「二〇三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一條の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む

の子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

〔二・ホ 略〕

五 保険持株会社及びその子会社等のリスク管理体制

六・七 〔略〕

〔2〕4 略

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十條の十一の三 法第二百七十一條の二十八の二第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

〔二・ホ 同上〕

〔号を加える。〕

五・六 〔同上〕

〔2〕4 同上

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十條の十一の三 法第二百七十一條の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。第三項において同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利

益累計額の科目に計上した金額、法第一百三十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第一百五十一条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五 一般貸倒引当金の額

-
- 六 保険持株会社及びその子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。次号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
- ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）
- 七 保険持株会社及びその子会社等有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- 八 未認識数理計算上の差異の額及び未認識過去勤務費用の額の合計額
- 九 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額
- 2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。
- 3 第一項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。
-

(保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額)

一 その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（同項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

二 保険持株会社及びその子会社等有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三 保険持株会社及びその子会社等有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四 その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

(保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十条の十一の四 法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

第二百十条の十一の四 法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）
- 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額
 - イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
 - ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

(届出事項) 第二百十條の十四 [略] 2 法第二百七十一條の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一〇八 略」 「号を削る。」 「号を削る。」	(届出事項) 第二百十條の十四 [同上] 2 [同上] 「一〇八 同上」 九 第二百十條の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合 十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合
3 [略] (健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等) 第二百十一條の五十九 法第二百七十二條の二十八において準用する法第三百十條第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る	3 [同上] (健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等) 第二百十一條の五十九 [同上]

額に限る。)は、次に掲げる額とする。

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。)の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

〔二〇七 略〕

2
〔略〕

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十一条の六十 法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。)は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 〔略〕

二 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

〔二〇七 同上〕

2
〔同上〕

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十一条の六十 〔同上〕

一 〔同上〕

二 資産運用リスクに対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

の理由により発生し得る危険をいう。) に対応する額として次の
イからニまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(保有する有価証券その他の資産の通常の
予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。) に対
応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の
相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう
。) に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算
した額

〔ハ・ニ 略〕

三 経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る
危険であつて、前二号に掲げる危険に該当しないものをいう。) に対
応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が
定めるところにより計算した額

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定
めるものは、第八十五条第一項第二十五号、第六十六条第一項第
七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険
募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする
。

イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めると
ころにより計算した額

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところに
より計算した額

〔ハ・ニ 同上〕

三 経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基
づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定
めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第六十六条第一項第
七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険
募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする
。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項 目	記 載 す る 事 項
主要な業務の状況を示す指標等	一 「略」 二 平準払、一時払について、保険種類の区分ごとの、通貨別の新契約年換算保険料及び保有契約年換算保険料 「削る。」
保険契約に関する指標等	一 個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率（個人保険、個人年金保険にあつては、保有契約年換算保険料に基づく増加率をいう。） 「削る。」 二 「略」 「削る。」 三 「略」 四 「略」
経理に関する指標等	「一〇三 略」 四 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） 「五〇八 略」

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項 目	記 載 す る 事 項
主要な業務の状況を示す指標等	一 「同上」 二 死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障について、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保障機能別保有契約高 三 死亡保険、生死混合保険、生存保険、年金保険、災害・疾病関係特約の区分ごとの個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高
保険契約に関する指標等	一 個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率 二 個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 三 「同上」 四 月払契約の個人保険新契約平均保険料 五 「同上」
経理に関する指標等	「一〇三 同上」 四 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細 「五〇八 同上」

資産運用に 関する指標 等	「一〇三 略」 四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） 五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） 六 預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金利息、有価証券利息・配
資産運用に 関する指標 等	「一〇三 同上」 四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。） 五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細 六 預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細

注	[略]	当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金） 、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計のいずれかと 同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略するこ とができる。） 「削る。」	
		七 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国 証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分 をいう。）の残存期間別残高及びその合計額 八〇十二 [略] 「削る。」 十三・十四 [略] 十五 不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。） 十六〇十八 [略]	

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））

項 目	記 載 す る 事 項
[略]	
経理に関する指標等	「一・二 略」 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定 海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引 当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減 額の区分ごとの残高（ただし、第五十九条の二第一項第 五号イに規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金 、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備

注	[同上]	七 有価証券の種類別（国債、地方債、社債（うち公社・ 公団債）、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他 の証券、合計等の区分をいう。）の有価証券残高 八 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国 証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分 をいう。）の残存期間別残高 九〇十三 [同上] 十四 使途別（設備資金、運転資金の区分をいう。）の貸 付金残高の合計に対する割合 十五・十六 [同上] 十七 不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。）、賃貸 用ビル保有数 十八〇二十 [同上]	

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））

項 目	記 載 す る 事 項
[同上]	
経理に関する指標等	「一・二 同上」 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定 海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引 当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減 額の区分ごとの残高

	備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） 〔四〇六 略〕
資産運用に関する指標等	一 〔略〕 二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができ。） 〔三〇一 略〕 〔削る。〕 十二〇十四 〔略〕
〔略〕	

注 〔略〕

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

（契約の締結時期が2010年度までの契約について）

〔表略〕

（契約の締結時期が2011年度以降の契約について）

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ・ 2. 略〕

	〔四〇六 同上〕
資産運用に関する指標等	一 〔同上〕 二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り 〔三〇一 同上〕 十二 使途別（設備資金、運転資金、合計の区分をいう。）の貸付金残高及び合計に対する構成比 十三〇十五 〔同上〕
〔同上〕	

注 〔同上〕

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

（契約の締結時期が2010年度までの契約について）

〔同左〕

（契約の締結時期が2011年度以降の契約について）

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ・ 2. 同左〕

3. これらの別表は、通貨別の区分ごとに記載すること。

(責任準備金残高の内訳について)

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[別表を削る。]

[加える。]

(責任準備金残高の内訳について)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (保険会社単体))

項目	記 載 す る 事 項
法 第 百 三 十 条 第 一 号 に 係 る 細 目	一 第八十六条第一項第一号に規定する額 二 第八十六条第一項第二号に規定する額 三 第八十六条第一項第三号に規定する額 三の二 損害保険会社にあつては、第八十六条第一項第三号の二に規定する額 四 第八十六条第一項第四号に規定する額 五 第八十六条第一項第五号に規定する額 六 第八十六条第一項第六号に規定する額 七 その他金融庁長官が定める額 八 法第百三十条第一号に掲げる額 (保険会社に係るものに限る。) のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
法 第 百 三 十 条 第 二 号 に 係 る 細 目	一 第八十七条第一号に規定する額 (損害保険会社にあつては、五に規定する額を除く。) 一の二 第八十七条第一号の二に規定する額 二 第八十七条第二号に規定する額 二の二 生命保険会社にあつては、第八十七条第二号の二に規定する額 三 第八十七条第三号に規定する額 四 第八十七条第四号に規定する額 五 損害保険会社にあつては、第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

[別表を削る。]

[別表を削る。]

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（外国保険会社等））

項目	記 載 す る 事 項
法第二百二条第一号に係る細目	一 第一百六十一条第一項第一号に規定する額 二 第一百六十一条第一項第二号に規定する額 三 第一百六十一条第一項第三号に規定する額 三の二 外国損害保険会社等にあつては、第一百六十一条第一項第三号の二に規定する額 四 第一百六十一条第一項第四号に規定する額 五 第一百六十一条第一項第五号に規定する額 六 第一百六十一条第一項第六号に規定する額 七 その他金融庁長官が定める額 八 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百二条第二号に係る細目	一 第一百六十二条第一号に規定する額（外国損害保険会社等にあつては、五に規定する額を除く。） 一の二 第一百六十二条第一号の二に規定する額 二 第一百六十二条第二号に規定する額 二の二 外国生命保険会社等にあつては、第一百六十二条第二号の二に規定する額 三 第一百六十二条第三号に規定する額 四 第一百六十二条第四号に規定する額 五 外国損害保険会社等にあつては、第一百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（免許特定法人））

項目	記 載 す る 事 項
----	-------------

[別表を削る。]

目	法第二百二十八条第一号に係る細目	一 第百九十条第一項第一号に規定する額 二 第百九十条第一項第二号に規定する額 三 第百九十条第一項第三号に規定する額 三の二 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第百九十条第一項第三号の二に規定する額 四 第百九十条第一項第四号に規定する額 五 第百九十条第一項第五号に規定する額 六 第百九十条第一項第六号に規定する額 七 その他金融庁長官が定める額 八 法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
細目	法第二百二十八条第二号に係る	一 第百六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、五に規定する額を除く。） 一の二 第百六十二条第一号の二に規定する額 二 第百六十二条第二号に規定する額 二の二 特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三 第百六十二条第三号に規定する額 四 第百六十二条第四号に規定する額 五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））

1 特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

項目	記 載 す る 事 項
----	-------------

法第百三十条第一号に係る細目	一 第八十六条の二第一項第一号に規定する額 二 第八十六条の二第一項第二号に規定する額 三 第八十六条の二第一項第三号に規定する額 四 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額 五 第八十六条の二第一項第五号に規定する額 六 第八十六条の二第一項第六号に規定する額 七 第八十六条の二第一項第七号に規定する額 八 第八十六条の二第一項第八号に規定する額 九 その他金融庁長官が定める額 十 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から九までに掲げるものの以外ものの合計額
法第百三十条第二号に係る細目	一 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三 第八十八条第二号に規定する額 四 第八十八条第三号に規定する額 五 第八十八条第四号に規定する額 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七 第八十八条第六号に規定する額 八 第八十八条第七号に規定する額 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

2 特例企業会計基準等適用法人等について

項目	記 載 す る 事 項
----	-------------

[別表を削る。]

る 細 目 法 第 百 三 十 条 第 一 号 に 係	一 第八十六条の二第三項第一号に規定する額 二 第八十六条の二第三項第二号に規定する額 三 第八十六条の二第三項第三号に規定する額 四 第八十六条の二第三項第四号に規定する額 五 その他金融庁長官が定める額 六 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額
法 第 百 三 十 条 第 二 号 に 係 る 細 目	一 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三 第八十八条第二号に規定する額 四 第八十八条第三号に規定する額 五 第八十八条第四号に規定する額 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七 第八十八条第六号に規定する額 八 第八十八条第七号に規定する額 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））

1 特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

項目	記 載 す る 事 項
号 法 に 第 係 二 る 百 細 七	一 第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額 二 第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額 三 第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額 四 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の

目	三第一項第四号に規定する額
十一	五 第二百十条の十一の三第一項第五号に規定する額
条	六 第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する額
の	七 第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する額
二十	八 第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する額
八	九 その他金融庁長官が定める額
の	十 法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一
二	から九までに掲げるもの以外のものの合計額
第一	
細目	一 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額
法	二 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）
第	三 第二百十条の十一の四第二号に規定する額
百	四 第二百十条の十一の四第三号に規定する額
七	五 第二百十条の十一の四第四号に規定する額
十	六 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額
一	七 第二百十条の十一の四第六号に規定する額
条	八 第二百十条の十一の四第七号に規定する額
の	九 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額
二十	
八	
の	
二	
第	
二	
号	
に	
係	
る	

2 特例企業会計基準等適用法人等について

項目	記 載 す る 事 項
----	-------------

八の二 法第二百七十一 条の二十 第一号に係 る細目	- 一 第二百十条の十一の三第三項第一号に規定する額 - 二 第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する額 - 三 第二百十条の十一の三第三項第三号に規定する額 - 四 第二百十条の十一の三第三項第四号に規定する額 - 五 その他金融庁長官が定める額 - 六 法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額
細目 法第二百七十一 条の二十八の二 第二号に係 る	- 一 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 - 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） - 三 第二百十条の十一の四第二号に規定する額 - 四 第二百十条の十一の四第三号に規定する額 - 五 第二百十条の十一の四第四号に規定する額 - 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 - 七 第二百十条の十一の四第六号に規定する額 - 八 第二百十条の十一の四第七号に規定する額 - 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別紙様式第6号（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から

年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1～第7 略〕

（記載上の注意）

〔1～7 略〕

〔第1～第3 略〕

第4

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（生命保険株式会社－直接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔表略〕

（生命保険株式会社－間接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔表略〕

（損害保険株式会社－直接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔表略〕

（損害保険株式会社－間接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔表略〕

（生命保険相互会社－直接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔表略〕

（生命保険相互会社－間接法により表示する場合）（単位：百万円）

別紙様式第6号（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から

年 月 日までの業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1～第7 同左〕

（記載上の注意）

〔1～7 同左〕

〔第1～第3 同左〕

第4

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（生命保険株式会社－直接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔同左〕

（生命保険株式会社－間接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔同左〕

（損害保険株式会社－直接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔同左〕

（損害保険株式会社－間接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔同左〕

（生命保険相互会社－直接法により表示する場合）（単位：百万円）

〔同左〕

（生命保険相互会社－間接法により表示する場合）（単位：百万円）

[表略]

(損害保険相互会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(損害保険相互会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
[略]	
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	
[略]	
[略]	
[略]	

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第5・第6 略]

第7

年度中 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額	
適格資本合計額(A)	百万円

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額	
所要資本合計額(B)	百万円

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$\frac{(A)}{(B)}$	%
-------------------	---

[同左]

(損害保険相互会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(損害保険相互会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
[同左]	
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	
[同左]	
[同左]	
[同左]	

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第5・第6 同左]

第7

年度中 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(保険会社単体)	
1 ソルベンシー・マージン総額	
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額	
リスクの合計額(B)	百万円

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$\frac{(A)}{\{(1/2) \times (B)\}}$	%
------------------------------------	---

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[第1～第3 略]

第4

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(生命保険株式会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(損害保険株式会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(損害保険株式会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(生命保険相互会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(生命保険相互会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(損害保険相互会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[表略]

(損害保険相互会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー [略]	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減	

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[第1～第3 同左]

第4

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(生命保険株式会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(損害保険株式会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(損害保険株式会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(生命保険相互会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(生命保険相互会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(損害保険相互会社－直接法により表示する場合) (単位：百万円)

[同左]

(損害保険相互会社－間接法により表示する場合) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー [同左]	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	

少)	
[略]	
[略]	
[略]	

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第5・第6 略]

第7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の
状況に関する書面

1 適格資本合計額	
適格資本合計額(A)	百万円

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額	
所要資本合計額(B)	百万円

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / (B)$	%
-------------	---

(記載上の注意)

[略]

[削る。]

[削る。]

価格変動準備金の増減額（△は減少）	
[同左]	
[同左]	
[同左]	

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第5・第6 同左]

第7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の
状況に関する書面

(保険会社単体)	
1 ソルベンシー・マージン総額	
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額	
リスクの合計額(B)	百万円

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

[同左]

(保険会社連結)

1 ソルベンシー・マージン総額	
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

(記載上の注意)

1 別紙様式第6号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。

2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限

[削る。]

[削る。]

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの

当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

（記載上の注意）

[1～4 略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

[1・2 略]

る。）をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第6号の3（第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの

当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

（記載上の注意）

[1～4 同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

[1・2 同左]

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結損益計算書及び
中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔略〕

(1) 〔略〕

(2) （損害保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	
〔略〕	
資 産 運 用 収 益	
〔略〕	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
〔略〕	
〔略〕	

（記載上の注意）

〔1～5 略〕

〔(3)・(4) 略〕

(5) （損害保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益及び包括利益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	
〔略〕	
資 産 運 用 収 益	
〔略〕	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間連結損益計算書及び
中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

〔同左〕

(1) 〔同左〕

(2) （損害保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	
〔同左〕	
資 産 運 用 収 益	
〔同左〕	
（うち有価証券売却益）	
〔同左〕	
〔同左〕	

（記載上の注意）

〔1～5 同左〕

〔(3)・(4) 同左〕

(5) （損害保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益及び包括利益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	
〔同左〕	
資 産 運 用 収 益	
〔同左〕	
（うち有価証券売却益）	

[略]	
[略]	
(記載上の注意)	
[1 ～ 7 略]	
[(6)～(10) 略]	
[4 ～ 6 略]	
第 3	
年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に 関する書面	
1 適格資本合計額	
適格資本合計額(A)	百万円
(記載上の注意)	
[略]	
2 所要資本合計額	
所要資本合計額(B)	百万円
(記載上の注意)	
[略]	
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	
$(A) \div (B)$	%
(記載上の注意)	
[略]	
別紙様式第 7 号（第17条の 5、第25条の 2 及び第59条関係）	
(日本産業規格 A 4)	
年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書	
年 月 日	
金融庁長官 殿	
住 所	

[同左]	
[同左]	
(記載上の注意)	
[1 ～ 7 同左]	
[(6)～(10) 同左]	
[4 ～ 6 同左]	
第 3	
年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に 関する書面	
1 ソルベンシー・マージン総額	
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
(記載上の注意)	
[同左]	
2 リスク合計額	
リスクの合計額(B)	百万円
(記載上の注意)	
[同左]	
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	
$(A) \div \{ (1 \div 2) \times (B) \}$	%
(記載上の注意)	
[同左]	
別紙様式第 7 号（第17条の 5、第25条の 2 及び第59条関係）	
(日本産業規格 A 4)	
年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）業務報告書	
年 月 日	
金融庁長官 殿	
住 所	

会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及
び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

[第1～第4 略]

第5

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書

[略]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 [略]	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
預 貯 金 利 息	
[略]	
[略]	
[略]	

[略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

第6

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) キャッシュ・フロー計算書

会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及
び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[第1～第4 同左]

第5

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書

[同左]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 [同左]	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
預 貯 金 利 息	
[同左]	
[同左]	
[同左]	

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第6

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) キャッシュ・フロー計算書

[略]

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合) (単位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余 (△は損失)	
[略]	
[略]	
[略]	

(記載上の注意)

[1 ～ 3 略]

[第 7 ～ 第12 略]

第13

年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / (B)$	%
-------------	---

(記載上の注意)

1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位までを記載すること。

2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及

[同左]

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合) (単位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余 (△は損失)	
賃貸用不動産等原価償却費	
[同左]	
[同左]	
[同左]	

(記載上の注意)

[1 ～ 3 同左]

[第 7 ～ 第12 同左]

第13

年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(保険会社単体)

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位までを記載すること。

びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

（保険会社連結）

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

（記載上の注意）

- 1 別紙様式第7号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。
- 2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号の2（第17条の5、第25条の2及び第59条関係）
（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

代表取締役 氏 名	代表取締役 氏 名						
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。						
目 次	目 次						
[第 1 ～ 第 13 略]	[第 1 ～ 第 13 同左]						
(記載上の注意)	(記載上の注意)						
[1 ～ 6 略]	[1 ～ 6 同左]						
[第 1 ～ 第 12 略]	[第 1 ～ 第 12 同左]						
第 13	第 13						
年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面	年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面						
1 適格資本合計額	(保険会社単体)						
<table border="1"> <tr> <td>適格資本合計額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	適格資本合計額(A)	百万円	<table border="1"> <tr> <td>1 ソルベンシー・マージン総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソルベンシー・マージン総額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	1 ソルベンシー・マージン総額		ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
適格資本合計額(A)	百万円						
1 ソルベンシー・マージン総額							
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円						
(記載上の注意)	(記載上の注意)						
[略]	[同左]						
2 所要資本合計額	2 リスク合計額						
<table border="1"> <tr> <td>所要資本合計額(B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	所要資本合計額(B)	百万円	<table border="1"> <tr> <td>リスクの合計額(B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	リスクの合計額(B)	百万円		
所要資本合計額(B)	百万円						
リスクの合計額(B)	百万円						
(記載上の注意)	(記載上の注意)						
[略]	[同左]						
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率						
<table border="1"> <tr> <td>$(A) / (B)$</td> <td>%</td> </tr> </table>	$(A) / (B)$	%	<table border="1"> <tr> <td>$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$</td> <td>%</td> </tr> </table>	$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%		
$(A) / (B)$	%						
$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%						
(記載上の注意)	(記載上の注意)						
1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位までを記載すること。 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位までを記載すること。						
[削る。]	(保険会社連結)						

[削る。]

[削る。]

[削る。]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

（記載上の注意）

- 1 別紙様式第7号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。
- 2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）

（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略] (記載上の注意) [1～3 略] [第1・第2 略] 第3 年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 1 適格資本合計額 <table border="1"> <tr> <td>適格資本合計額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [略] 2 所要資本合計額 <table border="1"> <tr> <td>所要資本合計額(B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [略] 3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 <table border="1"> <tr> <td>$(A) / (B)$</td> <td>%</td> </tr> </table> (記載上の注意) 1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。 別紙様式第11号(第143条関係) (日本産業規格A4) 年度中(年 月 日から 年 月 日まで) 日本における中間業務報告書 年 月 日 金融庁長官 殿	適格資本合計額(A)	百万円	所要資本合計額(B)	百万円	$(A) / (B)$	%	[第1～第3 同左] (記載上の注意) [1～3 同左] [第1・第2 同左] 第3 年度(年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 1 ソルベンシー・マージン総額 <table border="1"> <tr> <td>ソルベンシー・マージン総額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [同左] 2 リスク合計額 <table border="1"> <tr> <td>リスクの合計額(B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [同左] 3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 <table border="1"> <tr> <td>$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$</td> <td>%</td> </tr> </table> (記載上の注意) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。 別紙様式第11号(第143条関係) (日本産業規格A4) 年度中(年 月 日から 年 月 日まで) 日本における中間業務報告書 年 月 日 金融庁長官 殿	ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円	リスクの合計額(B)	百万円	$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
適格資本合計額(A)	百万円												
所要資本合計額(B)	百万円												
$(A) / (B)$	%												
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円												
リスクの合計額(B)	百万円												
$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%												

住 所
会社名
日本における代表者 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの日本に
おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1・第2 略]

第3

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 日本における保険業の中間損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
(う ち 保 険 料)	
資 産 運 用 収 益	
(う ち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入)	
(う ち 商 品 有 価 証 券 運 用 益)	
(う ち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	
(う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益)	
(う ち 有 価 証 券 売 却 益)	
(う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
保 険 金 等 支 払 金	
(う ち 保 険 金)	
(う ち 年 金)	

住 所
会社名
日本における代表者 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの日本に
おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1・第2 同左]

第3

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 日本における保険業の中間損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
(う ち 保 険 料)	
資 産 運 用 収 益	
(う ち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入)	
(う ち 商 品 有 価 証 券 運 用 益)	
(う ち 金 銭 の 信 託 運 用 益)	
(う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益)	
(う ち 有 価 証 券 売 却 益)	
(う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益)	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
保 険 金 等 支 払 金	
(う ち 保 険 金)	
(う ち 年 金)	

(うち給付金)	
(うち解約返戻金)	
責任準備金等繰入額	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
(うち契約者配当金積立利息繰入額)	
資産運用費用	
(うち支払利息)	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
(うち特別勘定資産運用損)	
事業費用	
その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
[略]	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち商品有価証券運用益)	

(うち給付金)	
(うち解約返戻金)	
責任準備金等繰入額	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
(うち契約者配当金積立利息繰入額)	
資産運用費用	
(うち支払利息)	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
(うち特別勘定資産運用損)	
事業費用	
その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
[同左]	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち商品有価証券運用益)	

(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)	
その他の経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
資産運用費用	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営業費及び一般管理費	
その他の経常費用	
(うち支払利息)	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
[略]	

(記載上の注意)

[1～5 略]

第4 [略]

第5

(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)	
その他の経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
資産運用費用	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営業費及び一般管理費	
その他の経常費用	
(うち支払利息)	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
[同左]	

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第4 [同左]

第5

年度中（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[略]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / (B)$	%
-------------	---

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第11号の2（第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

年度中（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[同左]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
----------------------------------	---

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第11号の2（第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本に

おける業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1・第2 略]

第3

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
（う ち 保 険 料）	
資 産 運 用 収 益	
（う ち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入）	
（う ち 特 定 取 引 収 益）	
（う ち 金 銭 の 信 託 運 用 益）	
（う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益）	
（う ち 有 価 証 券 売 却 益）	
（う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益）	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
保 険 金 等 支 払 金	
（う ち 保 険 金）	
（う ち 年 金）	
（う ち 給 付 金）	
（う ち 解 約 返 戻 金）	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
（う ち 支 払 備 金 繰 入 額）	
（う ち 責 任 準 備 金 繰 入 額）	
（う ち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額）	
資 産 運 用 費 用	
（う ち 支 払 利 息）	
（う ち 特 定 取 引 費 用）	

[第1・第2 同左]

第3

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
（う ち 保 険 料）	
資 産 運 用 収 益	
（う ち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入）	
（う ち 特 定 取 引 収 益）	
（う ち 金 銭 の 信 託 運 用 益）	
（う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益）	
（う ち 有 価 証 券 売 却 益）	
（う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益）	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
保 険 金 等 支 払 金	
（う ち 保 険 金）	
（う ち 年 金）	
（う ち 給 付 金）	
（う ち 解 約 返 戻 金）	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	
（う ち 支 払 備 金 繰 入 額）	
（う ち 責 任 準 備 金 繰 入 額）	
（う ち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額）	
資 産 運 用 費 用	
（う ち 支 払 利 息）	
（う ち 特 定 取 引 費 用）	

(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
(うち特別勘定資産運用損)	
事業費用	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
[略]	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)	
科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)	
その他の経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	

(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
(うち特別勘定資産運用損)	
事業費用	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
[同左]	
(外国損害保険会社等) (単位：百万円)	
科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)	
その他の経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	

(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
資産運用費用	
(うち特定取引費用)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営業費及び一般管理費	
その他の経常費用	
(うち支払利息)	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	
法人税及び住民税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益（又は中間純損失）	
[略]	

(記載上の注意)

[1～5 略]

第4 [略]

第5

年度中（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額	
適格資本合計額(A)	百万円

(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
資産運用費用	
(うち特定取引費用)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営業費及び一般管理費	
その他の経常費用	
(うち支払利息)	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	
法人税及び住民税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益（又は中間純損失）	
[同左]	

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第4 [同左]

第5

年度中（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額	
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第4

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
保 険 料	
再 保 険 収 入	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
預 貯 金 利 息	
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	
貸 付 金 利 息	
不 動 産 賃 貸 料	
そ の 他 利 息 配 当 金	
商 品 有 価 証 券 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
有 価 証 券 売 却 益	
有 価 証 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	
そ の 他 運 用 収 益	
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第4

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ）日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
保 険 料	
再 保 険 収 入	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
預 貯 金 利 息	
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	
貸 付 金 利 息	
不 動 産 賃 貸 料	
そ の 他 利 息 配 当 金	
商 品 有 価 証 券 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 益	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	
有 価 証 券 売 却 益	
有 価 証 券 償 還 益	
金 融 派 生 商 品 収 益	
為 替 差 益	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	
そ の 他 運 用 収 益	
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	

そ	の	他	経	常	収	益
年	金	特	約	取	扱	受
保	險	金	据	置	受	入
そ	の	他	の	経	常	収
経	常	費	用			益
保	險	金	等	支	払	金
保			險			金
年						金
給			付			金
解	約		返	戻		金
そ	の	他	返	戻		金
再		保		險		料
責	任	準	備	金	等	繰
支	払	備	金	繰	入	額
責	任	準	備	金	繰	入
契	約	者	配	当	金	繰
資	産	運	用	費	用	額
支			払		利	息
商	品	有	価	証	券	運
金	銭	の	信	託	運	用
売	買	目	的	有	価	証
有	価	証	券	売	却	損
有	価	証	券	評	価	損
有	価	証	券	償	還	損
金	融	派	生	商	品	費
為		替		差		用
貸	倒	引	当	金	繰	入
貸	付		金	償	却	額
賃	貸	用	不	動	産	等
そ	の	他	運	用	費	用

そ	の	他	経	常	収	益
年	金	特	約	取	扱	受
保	險	金	据	置	受	入
そ	の	他	の	経	常	収
経	常	費	用			益
保	險	金	等	支	払	金
保			險			金
年						金
給			付			金
解	約		返	戻		金
そ	の	他	返	戻		金
再		保		險		料
責	任	準	備	金	等	繰
支	払	備	金	繰	入	額
責	任	準	備	金	繰	入
契	約	者	配	当	金	繰
資	産	運	用	費	用	額
支			払		利	息
商	品	有	価	証	券	運
金	銭	の	信	託	運	用
売	買	目	的	有	価	証
有	価	証	券	売	却	損
有	価	証	券	評	価	損
有	価	証	券	償	還	損
金	融	派	生	商	品	費
為		替		差		用
貸	倒	引	当	金	繰	入
貸	付		金	償	却	額
賃	貸	用	不	動	産	等
そ	の	他	運	用	費	用

特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用 保 険 金 据 置 支 払 金 税 金 減 価 償 却 費 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 の 経 常 費 用	
経常利益（又は経常損失）	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
[略]	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 引 受 収 益	
正 味 収 入 保 険 料	
収 入 積 立 保 険 料	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	
為 替 差 益	

特 別 勘 定 資 産 運 用 損 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用 保 険 金 据 置 支 払 金 税 金 減 価 償 却 費 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 そ の 他 の 経 常 費 用	
経常利益（又は経常損失）	
特 別 利 益 固 定 資 産 等 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 等 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
[同左]	

(外国損害保険会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 引 受 収 益	
正 味 収 入 保 険 料	
収 入 積 立 保 険 料	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	
為 替 差 益	

そ の 他 保 険 引 受 収 益 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 収 入 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 そ の 他 運 用 収 益 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替 そ の 他 経 常 収 益		そ の 他 保 険 引 受 収 益 資 産 運 用 収 益 利 息 及 び 配 当 金 収 入 商 品 有 価 証 券 運 用 益 金 銭 の 信 託 運 用 益 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 金 融 派 生 商 品 収 益 為 替 差 益 そ の 他 運 用 収 益 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替 そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 引 受 費 用 正 味 支 払 保 険 金 損 害 調 査 費 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 満 期 返 戻 金 契 約 者 配 当 金 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 為 替 差 損 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損		経 常 費 用 保 険 引 受 費 用 正 味 支 払 保 険 金 損 害 調 査 費 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 満 期 返 戻 金 契 約 者 配 当 金 支 払 備 金 繰 入 額 責 任 準 備 金 繰 入 額 為 替 差 損 そ の 他 保 険 引 受 費 用 資 産 運 用 費 用 商 品 有 価 証 券 運 用 損 金 銭 の 信 託 運 用 損 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 有 価 証 券 売 却 損 有 価 証 券 評 価 損	

有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 その他の運用費用 営業費及び一般管理費用 その他の経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 その他の経常費用		有価証券償還損 金融派生商品費用 為替差損 その他の運用費用 営業費及び一般管理費用 その他の経常費用 支払利息 貸倒引当金繰入額 貸倒損 その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）		経常利益（又は経常損失）	
特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他の特別利益		特別利益 固定資産処分益 負ののれん発生益 保険業法第112条評価益 その他の特別利益	
特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他の特別損失		特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他の特別損失	
[略]		[同左]	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[1～5 略]		[1～5 同左]	
第5 [略]		第5 [同左]	
第6		第6	
年度（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面		年度（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面	

1	適格資本合計額		百万円
(記載上の注意)			
[略]			
2	所要資本合計額		百万円
(記載上の注意)			
[略]			
3	日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率		%
(記載上の注意)			
[略]			

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（年 月 日から 年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び

財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1～第5 略]

第6

1	ソルベンシー・マージン総額		百万円
(記載上の注意)			
[同左]			
2	リスク合計額		百万円
(記載上の注意)			
[同左]			
3	日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率		%
(記載上の注意)			
[同左]			

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格A4）

年度（年 月 日から 年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び

財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1～第5 同左]

第6

年度（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[略]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) \div (B)$	%
----------------	---

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格A 4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

年度（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
------------------	-----

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円
------------	-----

(記載上の注意)

[同左]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) \div \{ (1 \div 2) \times (B) \}$	%
--	---

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格A 4）

年度中（ 年 月 日から 年 月 日まで）中間業務報告書

年 月 日

金 融 庁 長 官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

[1・2 略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
[略]	
資 産 運 用 収 益	
[略]	
そ の 他 経 常 収 益	
[略]	

(記載上の注意)

[1～5 略]

[(3)～(5) 略]

(記載上の注意)

[1～8 略]

[4・5 略]

第3

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

[1・2 同左]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
[同左]	
資 産 運 用 収 益	
[同左]	
そ の 他 経 常 収 益	
[同左]	

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[(3)～(5) 同左]

(記載上の注意)

[1～8 同左]

[4・5 同左]

第3

年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する 書面	年度（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する 書面				
1 適格資本合計額 <table border="1"> <tr> <td>適格資本合計額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [略]	適格資本合計額(A)	百万円	1 ソルベンシー・マージン総額 <table border="1"> <tr> <td>ソルベンシー・マージン総額(A)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [同左]	ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円
適格資本合計額(A)	百万円				
ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円				
2 所要資本合計額 <table border="1"> <tr> <td>所要資本合計額(B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [略]	所要資本合計額(B)	百万円	2 リスク合計額 <table border="1"> <tr> <td>リスクの合計額(B)</td> <td>百万円</td> </tr> </table> (記載上の注意) [同左]	リスクの合計額(B)	百万円
所要資本合計額(B)	百万円				
リスクの合計額(B)	百万円				
3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 <table border="1"> <tr> <td>$(A) / (B)$</td> <td>%</td> </tr> </table> (記載上の注意) 1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。	$(A) / (B)$	%	3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 <table border="1"> <tr> <td>$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$</td> <td>%</td> </tr> </table> (記載上の注意) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。	$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%
$(A) / (B)$	%				
$(A) / \{ (1 / 2) \times (B) \}$	%				
備考 表中の [] の記載及び表外規定の11重横線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。					

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書面の提出期日は、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条第二項及び第五項並びに第四百三条第二項並びに第二百十条の十第二項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。

三条第二項並びに第二百十条の十第二項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。

一 新規則第五十九条第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

二 新規則第五十九条第五項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

三 新規則第四百十三條第二項に掲げる日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

四 新規則第二百十条の十第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

第三条 法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、令和八年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一 新規則第五十九条の二第一項第三号ロ(10)に掲げる事項

二 新規則第五十九条の二第一項第五号ニに掲げる事項

三 新規則第五十九条の三第一項第二号ロ(7)に掲げる事項

四 新規則第五十九条の三第一項第三号ハに掲げる事項

五 新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(7)に掲げる事項

六 新規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに掲げる事項

第四条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類のうち前条各号に掲げる事項に係る部分については、新規則第五十九条の四第一項、第百四十三条の三第一項及び

第二百十條の十の三第一項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内にその縦覧を開始するものとする。